

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	姥ヶ山東地区地区計画
建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第1号から第4号までに掲げるもの</p> <p>(2) 法別表第2(は)項第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(3) 法別表第2(に)項第4号及び第5号に掲げるもの</p> <p>(4) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの</p> <p>(5) 法別表第2(へ)項第5号に掲げるもの</p> <p>(6) 法別表第2(り)項第2号に掲げるもの</p> <p>(7) 畜舎</p> <p>(8) ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの</p>
壁面の位置の制限	道路境界線からは1.5m。
垣又は柵の構造, 高さ, 形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	<p>道路に面する垣又は柵の構造は, 生垣。</p> <p>ただし, 高さ1m以下のもの又は網状その他これに類する形状のものは, この限りでない。</p> <p>ただし, 門柱, 門扉その他これに類するものは, この限りでない。(*1)</p>

※用語の説明…建築基準法は「法」, 建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については, 建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 : 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。